

(仮称) 障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例素案
に対する提出意見(概要)と市の考え方について

- 1. 実施期間 平成 27 年 5 月 21 日～6 月 19 日
- 2. 提出者数 8 人(窓口 1 人、郵送 1 人、FAX 3 人、メール 3 人)
- 3. 提出件数: 21 件(条例素案に対する提出意見: 17 件、その他の提出意見: 4 件)

4. 提出意見(概要)と市の考え方

(1) 条例素案に対する提出意見と市の考え方

	条例素案 頁 /条項	条例素案の記述	提出意見(概要)	市の考え方	ご意見を 踏まえた 修正の 有無
1	全体	条例全体を「です・ます体」で記載しています	この条例においては、事業所も含めて市民の役割が特に重要ですので、市民に分かりやすい条例である必要があります。 その点から、通常の「である体」ではなく、「です・ます体」で条例を記述している点が良いと考えます。	ご意見のとおり、市民にわかりやすい・親しみやすい条例とするため、「です・ます体」としてしています。	なし

2	P1/前文の最終段落の後半	市民すべてが話し合いにより相互の立場を理解することを基本理念とした、障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例を制定します	<p>条例素案の記述を下記のとおり修正すべき。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市民すべてが話し合いにより相互の立場を理解することを基本理念とした、<u>障害者権利条約を遵守する観点で、障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例を制定します</u></p> </div> <p>【修正理由】障害者基本法をはじめ国内法は条約に合致させるために新法や改正が行われているので、条例もこの原典を踏襲していることを意思表示すべきだと考える。また人を「立場」で分別することは、偏見と差別にあたりますので削除した方が良い。</p>	<p>障害者権利条約やそれに関連する法令（障害者差別解消法など）と条例の関係については、条例のガイドラインなどに記載する方向で検討しています。</p> <p>なお、「相互の立場を理解する」という表現が、偏見と差別に当たるとは考えていません。</p>	なし
3	P1/第2条第1号・第2号	<p>(1) 障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病を原因とする障がいその他の心身の機能の障がいをいいます</p> <p>(2) 障がいのある人 障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます</p>	<p>条例素案の記述を下記のとおり修正すべき。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病を原因とする障がいその他の心身の機能の障がいで、<u>継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける障がいをいいます</u></p> </div>	<p>条例素案では、「障がい」と「障がいのある人」を分けて定義していましたが、条例案では、国の障害者基本法・障害者差別解消法と同様に、「障がいのある人」の中に「障がい」を含め、下記のとおり定義しています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第2条第1号 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病を原因とする障が</p> </div>	なし

			<p>—(2) 障がいのある人—障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます</p> <p>【修正理由】障がいのある人が障がい者であるべきです。そして、「相当な制限」を小さくする考え方に立つべきです。そして(2)の障がいのある人は削除した方が良い。</p>	<p>いその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称します。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。</p>	
4	P1~2/ 第2条第2号~第6号	<p>(2) 障がいのある人 障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます</p> <p>(3) 社会的障壁 障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。</p> <p>(4) 差別 不当な差別的行為を行うこと又は合理的配慮の不提供をいいます。</p> <p>(5) 不当な差別的行為 正当な理由な</p>	<p>(2)が(3)の社会的障壁を参照し、(3)が(2)の障がいのある人を参照しています。これは循環参照であって、好ましくないと考えます。</p> <p>また、(2)・(3)の他にも、(4)が(5)及び(6)を参照している形式となっていますが、一般に、後方を参照しないこととするのが良いのではないのでしょうか。</p>	<p>条例案・第2条では下記のとおり整理しました。</p> <p>なお、循環参照というご意見については、国の障害者差別解消法で同様に規定しています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第1号 障がいのある人 第2号 社会的障壁 第3号 差別 第4号 合理的配慮</p> </div>	なし

		<p>しに、障がい又は障がいに関連する事由（以下「障がい等」という。）を理由として、障がいのある人を区別し、排除し、若しくは制限すること、又はその人に条件を付けることその他不利益的な行為をいいます。</p> <p>(6) 合理的配慮 障がいのある人が現に社会的障壁の除去を必要としている場合、その実施に伴う負担が過重ではない限りにおいて、その障がいのある人の人権を尊重し、障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、その実施について必要かつ合理的な変更、調整等を行うことをいいます。</p>			
5	P1/第2条第4号	(4) 差別 不当な差別的行為を行うこと又は合理的配慮の不提供をいいます	<p>条例素案の記述を下記のとおり修正すべき</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(4) 差別 不当な差別的行為を行うこと又は合理的配慮の不提供をいいます</p> </div> <p>【修正理由】用語で「不当な」と「的」は意味がわかりにくいため、削除すべき。</p>	差別の定義については、より具体的に示すこととし、ご指摘の部分については削除しました。	なし

6	P2	第2章 障がい等を理由とした差別の解消	<p>条例素案の記述を下記のとおり修正すべき。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>第2章 障がい等を理由とした差別の解消禁止</p> </div> <p>【修正理由】「解消」と「禁止」の違いが分からないし、国が解消としているからといって、市も同じ言葉にする必要はないと思います。</p>	<p>第2章には、第1節～第3節がありますが、そのうち差別を禁止しているのは第1節だけです。そのため、第1節～第3節をまとめる第2章の見出しは「解消」と表記する方がより適切だと考えます。</p> <p>なお、条例案では、「差別」の定義に、「障がい等を理由とした」という文言を含めたため、章名では、その文言を削除しています。</p>	なし
7	P2/第4条第1項・第2項	<p>(市民等の役割)</p> <p>1 市民及び事業者は、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人に対する障がい等を理由とした差別を解消する取組みを市と一体となって行わなければなりません。</p> <p>2 市民及び事業者は、障がいのある人の生きづらさや思いを受け止め、障がいのある人との交流を深めるよう努めなければなりません。</p>	<p>「市民等の役割」の中に、「障がい者の役割」がない点が気になる。</p> <p>障がいの有無にかかわらず、共生社会を目指すのであれば、障がいのある人も、相手(他者)に対して、その相手(他者)に障がいがあるとなかろうと、配慮・遵守すべき点があると思います。(=障がい者は守られるだけの存在であるという視点が見受けられ、障がい者も共生社会に積極的に関わっていくべきではないでしょうか。障がい者は守られるだけの存在というのであれば、障がいのない人から見れば負担以外の何物でもなく、共感・理解は得られないと思いま</p>	<p>ご意見にあるとおり、障がいの有無にかかわらず、相手に対して、配慮・遵守すべき点があると考えます。</p> <p>条例案・第4条の「市民」には、障がいのある人も含まれており、全ての市民が、障がいや障がいのある人に対する理解を深めることとしています。</p>	なし

			す)		
8	P 2/ 第 4 条第 1 項	<p>1 市民及び事業者は、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人に対する障がいを理由とした差別を解消する取組みを市と一体となって行わなければなりません</p>	<p>条例素案の記述を下記のとおり修正すべき。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>市民及び事業者は、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人に対する障がい等を理由とした差別を解消する取組みを市と一体となって行わなければなりません。</p> </div> <p>【修正理由】</p> <p>第 2 条 (5) の不当な差別的行為の定義では、「正当な理由なしに、障がい又は障がいに関連する事由（以下「障がい等」という。）を理由として、障がいのある人を区別し、排除し、若しくは制限すること、又はその人に条件を付けることその他不利益的な行為をいいます。」としています。</p> <p>第 4 条で、現状の通り「障がいを理由とした差別」とした場合、「障がいに関連する事由」を理由とした差別を取りこぼすことになるのではないのでしょうか。</p>	<p>条例案では、「差別」の定義に、「障がい等を理由とした」という文言を含めたため、ご指摘の部分は削除しました。</p>	なし

9	P 2/ 第 5 条	何人も、次に掲げる差別をしてはなりません	<p>条例素案の記述を下記のとおり修正すべき。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>何人も、<u>障がい者の権利を擁護し、</u> 次に掲げる差別をしてはなりません</p> </div> <p>【修正理由】市の条例素案が他都市と比べ劣っている最大事項は「障がい者の権利性」を認める表現が皆無なことです。そこで権利性を認める意味で第5条が最適に思え修正するものです。</p>	障がい者の権利擁護については、条例案・第1条の目的に規定しています。	なし
10	P 2 ~ 4/ 第5条第1号 ~ 第9号	「正当な理由 ((1) ~ (9))」	<p>条例素案にある「正当な理由」を削除すべき。</p> <p>【修正理由】差別を認める正当な理由は存在しませんし、もしそれがあれば差別ではありません。「正当な理由」の文言があることは、差別者に考えさせ、口実を与えるだけだと思う。</p>	<p>最終とりまとめの例示にあるように正当な理由がある場合が考えられます。</p> <p>そのため、条例案・第2条第3号(ア) ~ (コ) では、「正当な理由なしに」と表記しています。</p>	なし
11	P 4/ 第 5 条第 10 号	(10) 前各号に掲げるもののほか、不当な差別的行為と認められるもの、又は合理的配慮の提供を拒むこと	<p>第5条に「文化・スポーツ」、「防災」、「政治活動」の分野を新設し、(10)を削除すべき。</p> <p>【修正理由】差別の禁止区分に「文化・スポーツ」と災害時の避難や避難所、投票をはじめとする「政治活動」の項</p>	どのような行為が差別に当たるか、市民に明確に示す必要があるという検討会での意見を踏まえ、条例案では、福祉サービスや医療分野など主な分野別に具体的な規定(第2条第3号(ア)~(ケ))を設けています。	なし

			目も必要です。また(10)があるのであれば、(1)～(9)のすべてが不要となります。そして、(10)を残すことは、自信のなさの現れと思われるので削除が望ましいと思います。	なお、条例にすべての分野の規定を盛り込むのは事実上困難なことから、第2条第3号(コ)を設けています。	
12	P4/第6条	何人も、合理的配慮を提供するに当たっては、障がいのある人の意向を十分に尊重しなければなりません	<p>条例素案の記述を下記のとおり修正すべき。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>何人も、<u>福祉</u>や合理的配慮を提供するに当たっては、障がいのある人の意向を十分に尊重しなければなりません。<u>もし本人が判断できない場合は後見人又は家族の意向を尊重しなければなりません</u></p> </div> <p>【修正理由】条例素案では合理的配慮を提供する場合にだけ障がい者の意見を尊重すればいいこととなります。全ての場合に障がい者の意向は尊重されるべきです。</p>	ご意見にある規定は、合理的配慮の提供に当たっての規定であるため、条例案では、「合理的配慮」の定義の中で規定しています。	なし
13	P6/第16条	市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができます。	<p>条例素案の記述を下記のとおり修正すべき。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に</p> </div>	<p>ご意見を踏まえ、条例案・第14条では、下記のとおり規定しています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく</p> </div>	あり

			<p><u>従わないときであって、公表が相当と判断した場合は、規則で定めるところにより、その旨を公表することができます。</u></p> <p>【修正理由】</p> <p>中間とりまとめや解説では、誰が見ても差別に該当し、非常に悪質な場合について公表するとしています。条文を見る限りでは、悪質でなくとも公表できます。</p> <p>公表の必要性は理解しておりますが、一方で、公表は強力な社会的な制裁の側面を持ちますので、公表にあたっては、公平・公正かつ慎重に取り扱うことを明文化すべきと考えます。</p> <p>なお、「規則で定めるところにより」とありますが、単に手続きを定めるものと推定します。</p>	<p><u>その勧告に従わない場合において、公表することが相当と判断するときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができます。</u></p>	
--	--	--	--	---	--

14	P7/第 20 条第 3 項	<p>3 本市及び本市が認可する保育所は、障がいのある乳児等が、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な保育を受けられるようにするため、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、個別の支援を行うための計画その他の方法により障がいのある乳児等にとって必要な配慮を把握し、提供するものとします。</p>	<p>「保育所で障がいのある乳児等が一人一人の状況に応じた適切な保育が受けられるように、市の公的機関が主となり医療機関などの関係機関と連携し、支援を行う」よう、保育所等訪問支援などの仕組みの構築、制度の充実を行っていただきたい。</p> <p>現在は、親が多方面との連携の中心となる状況ですが、今後は、障がいのある子どもを社会で支援し、就学へつなげられるような環境づくりの条例の制定を希望します。</p>	<p>条例案では、保育所が医療機関、福祉施設などの関係機関と連携することとしています。</p> <p>なお、制度・環境づくりについては、条例制定後、さらに検討します。</p>	なし
15	P7/第 20 条第 3 項・第 4 項	<p>3 本市及び本市が認可する保育所は、障がいのある乳児等が、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な保育を受けられるようにするため、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、個別の支援を行うための計画その他の方法により障がいのある乳児等にとって必要な配慮を把握し、提供するものとします。</p> <p>4 市は、本市及び本市が認可する保育所以外の保育所が、個別の支援を行うための計画その他の方法により障が</p>	<p>条例素案の下線部分を下記のとおり修正すべき。</p> <div data-bbox="913 919 1429 1038" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>障がいのある乳児等に必要な配慮を把握し、支援を行う</p> </div> <p>【修正理由】</p> <p>言い回しがわかりにくいため、平易な文章の方が理解しやすいと思う。</p>	<p>ご意見を踏まえ、条例案・第 18 条第 3 項・第 4 項では、下記のとおり規定しています。</p> <div data-bbox="1458 967 1973 1166" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 18 条第 3 項 保育所は、～（略）障がいのある人にとって必要な配慮を把握し、<u>支援を行う</u>ものとします。</p> </div> <p>第 18 条第 4 項 市は、～（略）障がいのある人にとって必要な配慮を把握し、<u>支援を行う</u>よう求めるものとします。</p>	あり

		<u>いのある乳児等にとって必要な配慮を把握し、提供するよう求めるものとします。</u>			
16	—	—	「共生社会」づくりに貢献した個人と団体の表彰制度に係る条文を新設すべき。	条例案では、表彰制度の規定はありませんが、障がいのある人に配慮した取り組みを行う事業者を市民に周知すること（第7条）としています。	なし
17	—	—	<p>「話し合いによる解決」を明白にしたこの条例に期待するが、それだけでは物足りない。</p> <p>「中学校の公民や家庭科、保健の教科書でも“障がい者福祉”についての記述はさらっとかじる程度…これはだめです。超少子高齢社会である現代社会…いつどこで誰でも“何かしらの障がい・病気”を抱えてもおかしくない時代!!!!」と。そして、教科書では国単位のため簡単には改定できないが、新潟市・新潟県で独自に「副教材」を設け、全域の小中学校から徹底的に福祉を身につけていく必要がある。</p> <p>病気や障がいに対する正しい知識や情報、児童福祉法や障がい者総合支援法の下での作業所やサービスに対する情報、その</p>	<p>現在、教育委員会では、市独自の小学生用福祉読本「ふくしの心をはぐくむ」、中学生用福祉読本「明るく住みよい社会」を作成し、児童生徒の学習に活用しています。</p> <p>今年度、改訂の予定ですので、この条例の主旨を踏まえ編集していく予定です。</p> <p>また、障がい理解教育については、「総合的な学習の時間」などで、地域の障がい者施設を見学したり、障がいのある方を招いて話を聞いたりする体験的な学習に取り組んでいる学校も多く見られてきました。</p> <p>今後とも、地域の実情に応じて体験的な学習を推進してことが必要です。</p>	なし

		<p>他福祉に対するあまたの知識や情報を身につけていくと同時に、実際の福祉の現場を公開見学することで作業所の“可視化”、徹底的した教育による子どもたちの意識改革につながるだろう。</p> <p>予算が気になるが、福祉と教育が一貫・一体となって二度とニュースにあった障がい者虐待事件を起こすまいと条例に明記し、施行すべきである。</p>	<p>条例案では、障がいや障がいのある人に対する理解を深める取組みとして、「周知啓発・研修を行うこと(第6条)」、「教職員の専門性の向上を図ること(第17条第2項)」などを規定しています。</p> <p>障がい者虐待については、新潟市障がい者虐待防止センターを中心に、ニュースにあるような事件が起きないように取り組んでいきます。</p>	
--	--	---	--	--

(2) その他の提出意見と市の考え方

	提出意見（概要）	市の考え方	ご意見を踏まえた修正の有無
18	<p>自分が障がい者とカミングアウトしてくれた人達にこのままでよいのかと思う。</p> <p>現に苦しいはず。</p> <p>想いをはせてみよう。</p> <p>結果のでない、形にならない苦労に対して、言わば、健常者はそのアドバンテージを生かしているのか。</p> <p>現実、出会ったら、相対したら、そのアドバンテージで補えるようにそっと想いをはせてみよう。</p> <p>温かい気持ちはきっと伝わる。</p> <p>苦しい程、その気持ちは敏感に伝わるはず。</p>	<p>参考として、ご意見を承ります。</p>	なし

	<p>それが苦しい人が表現できなくても、私はそのアドバンテージでカバーしよう。</p> <p>もうそろそろ、つらい思いは皆がしなくて良い。</p> <p>皆が笑って皆が楽しんで、皆が乗り越えて、障がい者が、そのコンプレックスを自慢にする、できる時代が来ればいいな！</p>		
19	<p>最終とりまとめの資料3「障がい特性について」の中で、身体障がい者の等級に触れています。他に療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険の要介護、要支援認定者等も含めて対応して頂きたい。</p>	参考として、ご意見を承ります。	なし
20	<p>ぜひこの条例制定後、具体的な制度作りの際も、制度ができた後も、当事者から定期的に意見を聴く機会を設けていただき、生きやすい新潟市づくりを継続していただきたいと思えます。</p>	参考として、ご意見を承ります。	なし
21	<p>笹口小学校周辺環境整備に関して要望しますので、関係各位と協議願います。</p> <p>(1) 学校前の歩道に点字ブロックを設置して下さい。</p> <p>(2) 横断歩道を渡り終わったところに歩道を作して下さい。</p> <p>(3) 学校正面から玄関までの間、点字ブロックを設置して下さい。</p> <p>(4) 学校正面のタイルが滑りやすいので、滑りにくい材質に替えて下さい。</p> <p>(5) スロープの勾配がきつく、車椅子では登りづらいので改善して欲しい。</p> <p>(6) スロープに誘導点字ブロックがないので、設置して下さい。</p> <p>(7) 校庭内・外の街灯・防犯灯・誘導灯等の照明を増やして下さい。</p> <p>(8) 投票日には、投票所玄関に障がい者や体の不自由な方の介助人を配置して下さい。</p>	要望内容については、担当関係課にお伝えしました。	なし